平成２３年（家）第１９８８号
大阪市中央区備後町２丁目２番１号
申立人　株式会社りそな銀行
本籍愛知県海部郡七宝町大字沖之島字中屋敷23番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年月日平成20年８月23日、出生の場所岐阜県海津郡城山村、出生年月日昭和28年１月４日、職業不明
被相続人　亡　小坂井喜代治
事務所名古屋市中区丸の内２－７－５　丸の内ＦＳビル３階　木下・岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡　　嗣人
名古屋家庭裁判所

平成２３年（家）第１４７５号
大阪府貝塚市石才116番地４
申立人　浅野　光惠
本籍大阪府貝塚市東49番地、最後の住所大阪府貝塚市堀742番地１、死亡の場所大阪府泉佐野市、死亡年月日平成23年３月11日、出生の場所大阪府泉南郡島村、出生年月日大正９年４月４日、職業無職
被相続人　亡　塚本　秀夫
事務所大阪市北区西天満５丁目９番７号　西天満ユートビル702
相続財産管理人　弁護士　億　　智栄
大阪家庭裁判所岸和田支部

相続財産管理人の再選任

次の被相続人について、従前の相続財産管理人が死亡したので、その相続財産の管理人を次のとおり再選任した。

平成２２年（家）第９０４７号
申立人　職権
本籍北九州市門司区長谷１丁目1584番地、最後の住所北九州市門司区清見２丁目６番30号、死亡の場所北九州市門司区、死亡年月日平成21年９月６日、出生の場所不詳、出生年月日大正７年２月２日、職業無職
被相続人　亡　澁谷　貞子
事務所北九州市八幡西区樋口町７番31号
相続財産管理人　恒松　史帆
福岡家庭裁判所小倉支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２３年（家）第３２２号
千葉県長生郡一宮町一宮3093番地４大協商事ビル３階
申立人　松本　知世
本籍神奈川県藤沢市善行団地3768番地３、最後の住所千葉県長生郡白子町牛込3958番地６、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日平成19年10月９日、出生の場所山形県東置賜郡中郡村大字掘金2213番地、出生年月日昭和７年12月20日、職業不詳
被相続人　亡　五十嵐孝次
催告期間満了日　平成24年２月28日
千葉家庭裁判所一宮支部

平成２３年（家）第４２２１１号
事務所横浜市中区山下町74番地１　大和地所ビル1108号室
申立人　弁護士　巻嶋　健治
本籍横浜市港北区富士塚１丁目1845番地、最後の住所横浜市港北区富士塚１丁目１番27号、死亡の場所横浜市港北区、死亡年月日平成20年９月29日、出生の場所神奈川県中郡高部屋村、出生年月日大正５年２月18日、職業会社役員
被相続人　亡　山田　恒雄
催告期間満了日　平成24年３月５日
横浜家庭裁判所

平成２３年（家）第５０５９号
神奈川県横須賀市米が浜通１丁目７番地２サクマ横須賀ビル301
申立人　伊東　秀文
本籍神奈川県横須賀市大津町４丁目34番地、最後の住所神奈川県横須賀市田戸台33番地、死亡の場所神奈川県座間市、死亡年月日平成22年11月25日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和23年３月11日、職業無職
被相続人　亡　吉葉　信子
催告期間満了日　平成24年３月１日
横浜家庭裁判所横須賀支部

平成２３年（家）第２０８５号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央１丁目21番３号
申立人　正原　直人
本籍神奈川県横浜市南区通町４丁目78番地、最後の住所神奈川県平塚市片岡796番地、死亡の場所神奈川県伊勢原市、死亡年月日平成22年12月６日、出生の場所神奈川県横浜市、出生年月日大正８年１月29日、職業無職
被相続人　亡　今野ハナ子
催告期間満了日　平成24年３月10日
横浜家庭裁判所小田原支部

平成２３年（家）第７０９９０号
東京都港区虎ノ門３丁目５番１号虎ノ門37森ビル　青和特許法律事務所
申立人　薄葉　健司
本籍東京都渋谷区広尾１丁目50番地、最後の住所東京都目黒区東が丘１丁目６番４号ひがしがおかホーム、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日平成21年８月５日、出生の場所青森県東津軽郡大野村大字大野字若宮54番地、出生年月日明治44年８月20日、職業無職
被相続人　亡　稲田　とし
催告期間満了日　平成24年３月30日
東京家庭裁判所

平成２３年（家）第７１０２５号
東京都杉並区荻窪４丁目32番３号　ＡＫオギクボビル５階501号室
申立人　髙村　定憲
本籍東京都葛飾区高砂８丁目609番地１、最後の住所東京都葛飾区高砂８丁目15番７号、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日平成22年６月10日、出生の場所新潟県中頸城郡保倉村上吉野字舟場1126番地、出生年月日昭和20年２月２日、職業無職
被相続人　亡　白川　眞人
催告期間満了日　平成24年３月30日
東京家庭裁判所

平成２３年（家）第７１０４１号
東京都中央区京橋１丁目１番１号　八重洲ダイビル５階　真和総合法律事務所
申立人　小川　典子
本籍福岡県飯塚市勢田2382番地、最後の住所東京都中野区東中野１丁目34番８号　秋元アパート201、死亡の場所東京都中野区、死亡年月日推定平成22年７月24日、出生の場所福岡県遠賀郡香月町大字香月1629番地、出生年月日昭和３年10月４日、職業不詳
被相続人　亡　勝田　英子
催告期間満了日　平成24年３月30日
東京家庭裁判所

平成２３年（家）第７１０６６号
東京都千代田区有楽町２丁目10番１号東京交通会館10階1021号有楽町法律事務所
申立人　篠田　省二
本籍東京都大田区西蒲田８丁目21番地、最後の住所東京都大田区矢口１丁目20番３号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成22年８月21日、出生の場所東京府東京市四谷区塩町３丁目45番地、出生年月日昭和12年３月16日、職業無職
被相続人　亡　櫻井　仁子
催告期間満了日　平成24年３月30日
東京家庭裁判所

公示催告

平成２３年（へ）第１号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。
埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号
申立人　埼玉県
代表者知事　上田　清司
申立人指定代理人　秋山　幸男
復代理人　市川　　清
権利の届出の終期　平成23年11月30日
平成23年８月８日　　秩父簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　秩父市荒川上田野字安戸2147番２
宅地　145.45平方メートル
⑵登記年月日番号　さいたま地方法務局秩父支局
明治34年９月19日受付第8860号
⑶登記した権利の内容
明治34年９月18日地上権設定
目的　建物の所有
存続期間　15年
地代　１年３円50銭
支払期　毎年１月、６月、９月30日
地上権者　秩父郡中川村大字上田野265番地
原　角次郎